

(令和7年第1回定例会9月会議)

参考資料（報告関係）

令和7年度(令和6年度決算に基づく)健全化判断比率・資金不足比率について

令和6年度決算に基づく比率の算定の結果、全ての指標において早期健全化基準または経営健全化基準を下回っているため、財政健全化計画等の策定は不要です。

◇健全化判断比率

(単位:%)

	算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.24	20.0
連結実質赤字比率	—	19.24	30.0
実質公債費比率	9.1	25.0	35.0
将来負担比率	21.0	350.0	

○実質赤字比率・連結実質赤字比率

赤字額は生じていません。(赤字額がない場合「—」で表記します。)

○実質公債費比率

3か年平均の数字を用いて算定を行うため、令和6年度と令和3年度を比較したところ、臨時財政対策債発行可能額の減少や再算定が行われたことにより基準財政需要額が増加したことで普通交付税が増加しました。

また、合併特例事業債や辺地対策事業債などの、元利償還金が減少したことにより、元利償還金全体として減少しています。

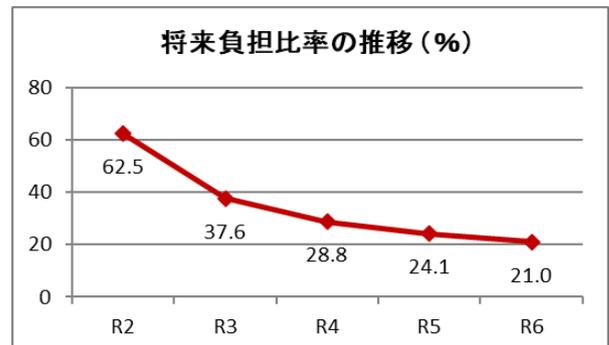
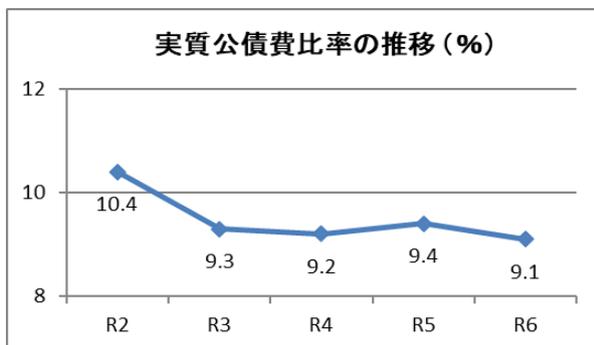
結果、実質公債費率は0.3ポイント減少し、9.1%となりました。

○将来負担比率

臨時財政対策債や過疎対策事業債の発行の減少により地方債現在高が減少し、公営企業債等繰入見込額が減少したことで、将来負担額が減少しています。

また、財政調整基金現在高の増加に伴い、充当可能基金が増加したことで、充当可能財源等が増加しています。

加えて、標準財政規模も増加したことで、将来負担比率は3.1ポイント減少し21.0%となりました。



※ 年度の表示は「決算の年度」

◇資金不足比率

(単位:%)

	算定値	経営健全化基準
かつらぎ町水道事業会計	—	20.0
かつらぎ町下水道事業会計	—	

全ての会計において、資金不足額は生じていません。(資金不足額がない場合「—」で表記します。)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成 19 年 6 月

I 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

③実質公債費比率

④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

III 財政の再生

1 財政再生計画

○再生判断比率（I ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

○財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。
○再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ2、3及びⅤ1と同様の仕組みを設ける。

V その他

1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

2 施行期日等

○健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。
○国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。